

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令 新旧対照条文

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成十二年十二月二十二日通商産業省令第四百一号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>（提供しなければならない情報）</p> <p>第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（以下「性状取扱情報」という。）に次の事項を含めなければならない。</p> <p>一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項</p> <p>ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 次の(1)及び(2)に掲げる事項</p> <p>(1) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称</p> <p>(2) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別</p> <p>イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 次の(1)から(4)までに掲げる事項</p> <p>(1) 当該製品の名称</p>	<p>（提供しなければならない情報）</p> <p>第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（以下「性状取扱情報」という。）に次の事項を含めなければならない。</p> <p>一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項</p> <p>ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 次の(1)から(3)までに掲げる事項</p> <p>(1) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称</p> <p>(2) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の令別表第一又は別表第二における該当する号の番号</p> <p>(3) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別</p> <p>イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 次の(1)から(5)までに掲げる事項</p>

- (2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質（以下「含有指定化学物質」という。）の名称（当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量（以下「第二種指定化学物質」という。）の割合がパーセント以上のもので及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。）
- (3) 含有指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別
- (4) 当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質のそれぞれの割合
- 二 当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 三 当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置
- 四 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置
- 五 当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置
- 六 当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意
- 七 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置
- 八 当該指定化学物質等の物理的・化学的性状
- 九 当該指定化学物質等の安定性及び反応性

- に掲げる事項
- (1) 当該製品の名称
- (2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質（以下「含有指定化学物質」という。）の名称（当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量（以下「第二種指定化学物質」という。）の割合がパーセント以上のもので及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。）
- (3) 含有指定化学物質の令別表第一又は別表第二における該当する号の番号
- (4) 含有指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別
- (5) 当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質のそれぞれの割合
- 二 当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 三 当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置
- 四 当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意
- 五 当該指定化学物質等の物理的・化学的性状
- 六 当該指定化学物質等の安定性及び反応性
- 七 当該指定化学物質等の有害性
- 八 当該指定化学物質等の環境影響

- 十 当該指定化学物質等の有害性
- 十一 当該指定化学物質等の環境影響
- 十二 前二号に定める事項の内容の要約
- 十三 当該指定化学物質等の廃棄上の注意
- 十四 当該指定化学物質等の輸送上の注意
- 十五 当該指定化学物質等について適用される法令
- 十六 前各号に掲げるもののほか、当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項

(削る)

(第三条各号に定める事項の記載の方法)  
第四条 指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本工業規格(工業標準化法)昭和二十四年法律第百八

- 九 当該指定化学物質等の廃棄上の注意
- 十 当該指定化学物質等の輸送上の注意

(提供することができる情報)

- 第四条 前条各号に掲げるもののほか、指定化学物質等取扱事業者は、性状取扱情報に次の事項を含めることができる。
- 一 前条第七号及び第八号に定める事項の内容の要約
  - 二 当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置
  - 三 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置
  - 四 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置
  - 五 当該指定化学物質等について適用される法令
  - 六 前各号に掲げるもののほか、当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項

(第三条各号に定める事項の記載の方法)  
第五条 (第一項新設)

十五号) 第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。) Z七二五三に適合する記載(法第十三条第一項又は第二項の規定により磁気ディスクをもつて提供する情報にあつては、記録)を行うよう努めるものとする。

2| 第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。))により記録することを含む。次項において同じ。)(するものとする。

3| 第三条第一号イ(4)に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載するものとする。

(表示)

第五条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合において、性状取扱情報を提供する際は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ包装して、譲渡し、又は提供する時にあつては、その容器)に次に掲げるものについて日本工業規格Z七二五三に適合する表示を行うよう努めるものとする。

一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項

ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称

第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。))により記録することを含む。次項において同じ。)(するものとする。

2| 第三条第一号イ(5)に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載するものとする。

(新設)

- イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 当該製品の名称
- 二 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響
- 三 当該指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意
- 四 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響に対応する絵表示
- 五 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 六 注意喚起語